一　当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式
｛（A×α×B／C）×0.75
A×α及びA×α×B／Cに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A　当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額（標準税率分）として総務大臣が通知した数
B　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の76に規定する従業者数。ただし、地方税法施行令第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村にあつては、当該規定による従業者数）
C　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Bの合計
α　0.07

二　令和五年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額
次の算式によつて算定した額
算式
A × 0.75 － B
算式の符号
［略］
B　前年度における令和５年改正前の省令第37条の4の2の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）
第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。
算式
A ＋B
算式の符号
A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第1項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）
算式Ⅰ
a×α×0.75

一　当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式
｛（A×α×1／3×B／C）＋（A×α×2／3×D／E）｝×0.75
A×α、A×α×1／3×B／C及びA×α×2／3×D／Eに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号
A　当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額（標準税率分）として総務大臣が通知した数
B　平成30年度から令和2年度までの地方財政状況調査による当該市町村の市町村民税の法人税割収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「市町村の徴収実績」（以下この条において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　合計」欄の数から市町村調査票徴収実績の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　標準税率超過収入済額」欄の数を控除した額）の合計数を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
C　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Bの合計
D　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の76に規定する従業者数。ただし、地方税法施行令第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村にあつては、当該規定による従業者数）
E　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Dの合計
α　0.08

二　令和四年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額
次の算式によつて算定した額
算式
A × 0.75 － B
算式の符号
［同左］
B　前年度における令和４年改正前の省令第37条の4の2の額

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）
第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。
算式
A ＋B
算式の符号
A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第1項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）
算式Ⅰ
α×0.5×（a／b＋c／d）×0.75